

平成27年8月25日  
評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する  
中間評価の調査検討等の進め方について(案)

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成26年5月23日一部改正)(以下、「評価に関する本会議決定」という。)を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたものについて、中間評価を実施することとしている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

## 1. 中間評価の目的

中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日 内閣総理大臣決定)を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。

## 2. 実施体制

### ① 評価の手順

中間評価の実施にあたっては、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行った上で、評価専門調査会が評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

### ② 評価検討会委員の選定

評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会长が指名した者(座長として指名した者を含む)及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

## 3. 調査検討する事項

評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等の自己点検結果を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップ等における中間評価に関する指摘事項への対応状況や、事前評価やそのフォローアップ以

降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

- ①総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況
- ②当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況
- ③総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関する効果
- ④総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画(実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む)の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況
- ⑤総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

#### 4. 評価の実施

##### (1)当該研究開発の見直し要否の判定

- 3. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、
  - ア)当該研究開発の目標の達成状況
    - イ)科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み
    - ウ)研究開発マネジメントの妥当性
- などを見極め、これらにより当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。

##### (2)今後の課題等の検討

- (1)の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。

#### 5. 評価結果の活用

##### (1)評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

- ① 研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること
- ② 評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関連府省と連携して実施すること
- ③ 今後の研究開発における予算配分に反映させること等を促進する。

##### (2)評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する。

(参考) 第 110 回評価専門調査会における指摘事項と対応

指摘箇所:

4. (1)「これらにより当該研究開発の中止を含めた見直しの要否を判定する」について

指摘内容:

「中止や中止」といった後ろ向きの言及だけでなく、「加速」等、前向き感のある文言を入れたい。

修正内容:

研究開発を鼓舞する文言として「加速」を追加し、「これらにより当該研究開発の加速や、中止・中止を含めた見直しの要否を判定する」とする。

指摘箇所:

(1)②「評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が実施すること」について

指摘内容:

改善方策の実施主体が1つに限らず、いろいろな府省にまたがる可能性もあるのではないか。

修正内容:

研究開発が複数の府省にまたがって実施されているケースがあることを鑑み、「関連府省と連携して」を追加し、「研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関連府省と連携して実施すること」とする。